

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|------------|
| 1 | <p>公募要領 1 (3) 業務委託上限額／1 (4) 履行期間について</p> <p>業務委託上限額1,518,000円（税込み）について、以下のとおり理解してよろしいでしょうか。</p> <p>当該上限額は、本年度（令和8年度）における契約締結日から令和9年3月31日までの履行期間に係る業務（導入準備、令和8年10月以降のサービス運用、保守等）に対する費用の上限額であり、令和9・10年度の運用経費は当該上限額には含まれないとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>従って、提案者は本年度（令和8年度）分の費用が当該上限額1,518,000円（税込み）以内に収まるように業務見積書（様式第10号）を作成すればよく、令和9・10年度の運用経費については、別途各年度において貴市の予算可決を前提として継続契約の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。</p> | お見込みの通りです。 |
| 2 | <p>サービス関連仕様書 3 (2) サービスの基本要件について</p> <p>上記要件について、グレーゾーン解消制度の回答取得時期に関し、以下のとおり理解してよろしいでしょうか。</p> <p>本要件は、提案者が提供するサービスについて、電子署名法第2条第1項に該当する旨のグレーゾーン解消制度の回答を取得していることを求めるものであり、回答取得時期については特段の制限を設けるものではないとの解釈でよろしいでしょうか。</p> | お見込みの通りです。 |
| 3 | <p>サービス関連仕様書 3 (3) サービスの基本要件について</p> <p>上記要件への適合確認について、以下のとおり理解してよろしいでしょうか。</p> <p>令和2年の同規則改正前にグレーゾーン解消制度により技術的基準（旧第13条の2第2項）への適合性が確認されている電子契約サービスについて、当該改正は「相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること」という文言の追加にとどまり、新たな技術的基準を根本から創設・変更したものではないことから、改正前に同制度により回答を取得しているサービスであれば本要件を満たすとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>従って、改正後に改めてグレーゾーン解消制度の確認を取得することまでは必須要件として求められないとの解釈でよろしいでしょうか。</p> | お見込みの通りです。 |
| 4 | <p>サービス関連仕様書 7 (2) セキュリティに関する要件について</p> <p>本要件について、列挙された4つ（①ISO/IEC 27017によるISMS認証、②ISMAPクラウドサービスリスト登録、③日本セキュリティ監査協会のクラウド情報セキュリティ監査認定、④SOC2報告書取得）のうち、いずれか一つを取得・登録していれば本要件を充足するとの理解でよろしいでしょうか。</p> | お見込みの通りです。 |

| | | |
|---|--|-----------------------|
| 5 | <p>導入支援仕様書 5(3)① 導入支援について</p> <p>本要件における例規改正支援について、以下のとおり理解してよろしいでしょうか。</p> <p>例規改正支援は自治体の法令の改正や新設などに関わる専門的な支援となるため、当然、弁護士法第72条（非弁行為の禁止）に抵触しないよう法的コンプライアンスを厳格に遵守して業務に当たる必要があり、適切な範囲での助言や他自治体の事例提供等の支援を行うものとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>例規改正支援を担当する者については、地方公共団体における複数分野の例規整備支援の業務経験を有し、法制執務の観点から助言ができる担当者であることが望ましいとの理解でよろしいでしょうか。</p> | お見込みの通りです。 |
| 6 | <p>様式第10号について</p> <p>様式第10号における【翌年度以降】の運用経費の見積につき、以下の点をご教示ください。</p> <p>令和9・10年度それぞれの運用経費単価（月額）は、令和8年度（本年度）の運用経費単価と同額として見積を作成すべきでしょうか、あるいは別途の単価設定（例：本格運用に伴うボリュームディスカウント等）による提案も可能でしょうか。</p> <p>【本年度】6ヶ月分の運用経費単価と【翌年度以降】12ヶ月分の運用経費単価との金額の整合性について、特段の制約はないとの理解でよろしいでしょうか。</p> | お見込みの通りです。 |
| 7 | <p>様式第10号について</p> <p>送信手数料の取扱いについて、以下のとおり理解してよろしいでしょうか。</p> <p>送信手数料の徴収有無は提案者の料金体系によるものであり、送信手数料を徴収しない料金体系の提案者は、当該欄を空欄又は「0円」として記載することで足りるとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>送信手数料を別途記載した場合、評価基準「導入及び後年度経費（5点）」の評価において、想定契約件数（約200件／年、本格運用時年間約1,000件）を踏まえた合算金額により評価されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> | お見込みの通りです。 |
| 8 | <p>公募要領 6(1) 応募の無効について</p> <p>業務委託上限額（1,518,000円（税込み））の超過判定における対象金額について、様式第10号【本年度】合計額（消費税相当額込み）のみが判定対象となり、【翌年度以降】の運用経費及び送信手数料は判定対象に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。</p> | お見込みの通りです。 |
| 9 | <p>公募要領 12 プレゼンテーションについて</p> <p>プレゼンテーションは、貴市役所への対面参加が必須でしょうか。あるいは、移動負担軽減・感染症対策等の観点から、オンライン会議システム（Microsoft Teams、Zoom等）による参加も認められるでしょうか。</p> | オンライン会議システムにより実施予定です。 |

| | | |
|----|--|---|
| 10 | <p>公募要領 12 プレゼンテーションについて</p> <p>「本業務を担当する主たる担当者」は、様式第6号「配置予定者の資格・経験等」に記載した主たる担当者を指すとの理解でよろしいでしょうか。</p> | お見込みの通りです。 |
| 11 | <p>公募要領 9 (1) 提案様式等／12 プレゼンテーションについて</p> <p>副本（応募者名なし）の取扱いについて、以下のとおり理解してよろしいでしょうか。</p> <p>本要件は、応募者の住所、会社名、氏名、担当者名、企業ロゴ等、応募者（事業者）を直接特定できる標記を副本に記載しないことを求めるものとの解釈でよろしいでしょうか。</p> <p>他方、提案者が提供する電子契約サービス自体のサービス名・サービスロゴについては、提案内容（システム概要、機能、画面操作等）を具体的に説明するため、提案書本文中の画面イメージ・スクリーンショット・機能説明図等において表示が不可避となります。これらのサービス名・サービスロゴの表示については、提案内容の具体性を担保するために必要な範囲であれば、副本においても表示が認められるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>同様に、プレゼンテーションにおいて、提案する電子契約サービスを実際に画面表示してデモンストレーションを行う場合、当該画面上に表示されるサービス名・サービスロゴについても表示が不可避となります。デモンストレーションの実効性を確保する観点から、これらの表示は許容されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>提案書（副本）については、公平性を基本とするため、事業者の特定につながる事項の記載はできません。</p> <p>なお、プレゼンテーションは提案書に沿った説明のみでデモンストレーションは行いません。</p> |
| 12 | <p>様式第9号について</p> <p>様式第9号の記載上の注意に「全てA4（両面可）サイズ用紙2枚までとします」とありますが、この枚数制限は様式第9号の鑑部分のみに適用されるものでしょうか。</p> <p>また、企画提案書のページ数に制限はありますか。</p> | <p>【記載上の注意】については、本業務を充実させるため御社独自の提案がある場合の枚数制限です。</p> <p>なお、企画提案書のページ数に制限はありません。</p> |
| 13 | <p>公募要領12項(1)③について</p> <p>公募要領12項(1)③に「プレゼンテーション用のスクリーン、プロジェクター及びパソコンは、発注者が準備を行う」とありますが、持参した自社のパソコンを使用することは可能でしょうか。</p> <p>また、発注者準備のプロジェクターとの接続にあたり、HDMIケーブルもご用意いただけますでしょうか。</p> | オンライン会議システムにより実施予定ですので必要ありません。 |
| 14 | <p>様式第7号（業務実施体制）、様式第8号（業務スケジュール）について</p> <p>様式第7号（業務実施体制）および様式第8号（業務スケジュール）について、企画提案書内に同内容を記載している場合、「企画提案書を参照」とする形での提出は認められますでしょうか。</p> <p>それとも企画提案書とは別に独立した書類として提出する必要がありますでしょうか。</p> | 企画提案書に記載があっても提出が必要です。 |